



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年 5月21日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第 5 号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第23条の2中「第90条第6項又は第103条第5項」を「第90条第8項又は第103条第6項」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

(認知機能検査申出書)

第26条の2 法第97条の2第1項第3号又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査申出書(様式第20号の2)を提出しなければならない。

第27条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第28条中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改める。

第33条第2項中「届出書」を「届出書等」に改め、同項第7号中「第23条の2」を「第23条の3」に改め、同項第12号を同項第13号とし、同項第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第26条の2に規定する認知機能検査申出書

様式第19号の2及び様式第19号の3中「第90条第6項(第103条第5項)」を「第90条第8項(第103条第6項)」に改める。

様式第20号の次に次の様式を加える。

(様式第20号の2)(第26条の2関係)

認知機能検査申出書	
年 月 日	
長野県公安委員会 殿	
申出人 住 所	
氏 名	
<p>道路交通法第97条の2第1項第3号(第101条の4第2項)の規定により、認知機能検査の受検を申し出ます。</p>	
手 数 料 欄	

様式第23号中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

東北信運転免許センター



長野県告示第329号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成21年 5月21日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
北方の虹	長野県飯田市北方2210番地1	平成21年5月16日
マザーズ・アップル訪問介護事業所	長野県千曲市屋代1165	〃

(2) 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
こもれび訪問看護ステーション	長野県上高井郡高山村高井5329番地2	平成21年5月16日

(3) 短期入所療養介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
斉藤診療所	長野県上伊那郡宮田村3598番地3	平成21年5月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
居宅介護支援事業所ながの	長野県長野市稲葉字中河原沖940番地139	平成21年5月16日
アップルハウス居宅介護支援事業所	長野県千曲市屋代1165	〃

スマイル株式会社	長野県上伊那郡辰野町大石平1950番地31	〃
----------	-----------------------	---

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
北方の虹	長野県飯田市北方2210番地1	平成21年5月16日
マザーズ・アップル訪問介護事業所	長野県千曲市屋代1165	〃

(2) 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
こもれび訪問看護ステーション	長野県上高井郡高山村高井5329番地2	平成21年5月16日

(3) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
いなばデイサービスセンター	長野県長野市稲葉字中河原沖940番地139	平成21年5月16日

長寿福祉課

**長野県告示第330号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成21年5月21日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
調剤薬局ツルハドラッグ 佐久市岩村田店	佐久市岩村田2103	平成21年5月1日
島内とをしや薬局	松本市大字島内1840-7	平成21年5月1日
大屋のぞみ薬局	上田市大屋514-1	平成21年5月1日
高松薬局	飯田市上郷黒田339-2	平成21年5月1日
興生堂薬局	駒ヶ根市上穂栄町4-5	平成21年5月1日
中込中央薬局	佐久市中込3465-6	平成21年5月1日
ねつみのわや薬局	東御市祢津1115-1	平成21年5月1日

健康づくり支援課

**長野県告示第331号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成21年5月21日

長野県知事 村井 仁

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
中央薬局	上田市中央2-4-4	平成21年3月13日
有限会社カラキ薬局	千曲市大字屋代1977	平成21年3月31日
ウラノ薬局	上伊那郡宮田村141-6	平成21年3月31日
カスガ薬局	岡谷市本町4-11-30	平成21年3月31日
桜木薬局	中野市新井大道下435-19	平成21年4月1日
高松薬局	飯田市上郷黒田339-2	平成21年4月30日
興生堂薬局	駒ヶ根市上穂栄町4-5	平成21年4月30日
中込中央薬局	佐久市中込3465-6	平成21年4月30日
ねつみのわや薬局	東御市鞍掛83	平成21年4月30日

健康づくり支援課

**長野県告示第332号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年5月21日

長野県知事 村井 仁

- 解除に係る保安林の所在場所  
小県郡長和町大門字大門山352の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第333号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成21年5月21日

長野県知事 村井 仁

- 解除に係る保安林の所在場所  
小県郡長和町大門字小茂谷3430の5（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課